

「独立行政法人労働安全衛生総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案

平成 22 年 12 月 日
厚生労働省

「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。

第 1 事務及び事業の見直し

1 研究課題・テーマ選定、業績評価の見直し

(1) 研究課題・テーマの選定

安衛研は、「勧告の方向性」においても認められたとおり、労働災害の防止、メンタルヘルス・過重労働等の課題等に対応するため、労働安全衛生分野における調査研究を実施し、その成果として、労働安全衛生関係法令や各種技術基準等に資する知見、事業場で活用可能な指針等を提供する役割を果たしている。

労働災害の防止、メンタルヘルス・過重労働等の課題等に的確に対応するためには、現場で働く労働者の側に立って、労働現場での実態に即して課題・テーマを吟味していくことが重要である。

このため、学会への参加や業界団体からのヒアリングにとどまらず、実際の労働現場に研究者自らがより積極的に足を運び、現場の抱える課題や問題点、職場環境を見聞し、労災の臨床例、業務上疾病例なども活用して、研究課題・テーマの選定に的確に反映するものとする。

(2) 研究成果の評価

上記(1)の取組を踏まえ、研究成果については、査読付論文の発表数や学会における発表件数にとどまらず、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映度合い、労働災害の減少度合いなどについて厚生労働省と連携しつつ具体的な数値で目標を示し、その達成度を厳格に評価するものとする。

2 プロジェクト研究への重点化等

調査研究については、上記(1)の取組を通じた現場の喫緊の課題について、その成果の労働安全衛生関係法令や各種基準への反映により、労働災害の防止等に役立つよう、基盤的研究は必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層の重点化を図るなどにより、研究の効率化を図り、業務を縮減するものとする。具体的には、調査研究業務について、外部評価者を活用するなどの方法により業務内容を厳選するものとする。

また、調査研究については、他の研究機関が行う業務との重複を排除するとともに、より効果的・効率的な調査研究を実施する観点から、それらの機関との連携の在り方について検討するものとする。

さらに、プロジェクト研究について、他の法人、大学等との共同研究が過半を占めていることから、その評価に当たっては、安衛研の貢献度を明らかにし、厳格に評価するものとする。

また、安衛研の研究成果及びその社会的意義や貢献度については積極的にPRを行うものとする。

3 自己収入の拡大

競争的研究資金の獲得額の向上に向け、目標を設定して取り組むとともに、研究施設・設備の有償貸与等を行うことにより、自己収入の拡大に努めるものとする。

第2 組織面の見直し

安衛研と独立行政法人国立健康・栄養研究所及び独立行政法人医薬基盤研究所との統合に関しては、具体的な研究成果の発揮、効率的・効果的な業務運営の確保、ひいては国民への成果の還元等、「勧告の方向性」において指摘された観点から、具体的なメリット及びデメリットを検討した上で、組織の最終的な在り方について結論を得るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかとの厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した

報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。